

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和4年1月12日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区久我石原町9-153

山都住設

山田 祐次

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市西京区大枝塚原町5-117 1F から

京都市伏見区久我石原町9-153 に変更

(上下水道局下水道部管理課)